

重要事項説明書

介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業 (通所型サービス)

当事業所はご利用者に対して通所介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 一般財団法人 延岡市高齢者福祉協会 |
| (2) 法人所在地 | 宮崎県延岡市山下町1丁目7番地9 |
| (3) 電話番号 | 0982-21-6675 |
| (4) 代表者氏名 | 代表理事 渡部 恭久 |
| (5) 設立年月 | 昭和63年2月5日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 通所介護相当サービス
宮崎県4570300246号 |
| (2) 事業所の名称 | 岡富デイサービス |
| (3) 事業所の所在地 | 宮崎県延岡市中川原町2丁目4591番地2 |
| (4) 電話番号 | 0982-21-8570 |
| (5) 管理者氏名 | 橋本 真一 |
| (6) 当事業所の運営方針 | <ol style="list-style-type: none">1. ご利用者ができる限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指します。2. ご利用者の人格を尊重し、常にご利用者の立場になりサービスの提供に努めます。3. ご利用者への適正なサービスと充実を図るため、必要なことがらに関し関係行政、機関、団体との密接な連携に努めます。 |
| (7) 建物の構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階(※2階は児童館) |
| (8) 建物の延べ床面積 | 557.09㎡(1階デイサービスセンター部分) |
| (9) 事業所の周辺環境 | 日当たり良好、小学校の校庭近くで児童との交流が可能 |
| (10) 開設年月 | 平成10年3月1日 |
| (11) 利用定員 | 33人 |

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 延岡市（但し、北方町・北浦町・島浦町・北川町を除く）

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月～土 ※12月29日～1月3日は除く
受 付 時 間	8：30～17：00
サービス提供時間	9：00～16：00

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して通所介護相当サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準（人）	配置職員数（人）
1. 管理者	1	1
2. 介護職員（内、介護福祉士7割以上配置）	4	4以上
3. 生活相談員	1	1以上
4. 看護職員	1	1以上
5. 機能訓練指導員	1	1（兼務）
6. 調理職員		1

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤 務 体 制
1. 介 護 職 員	勤務時間 8：30～17：00
2. 看 護 職 員	勤務時間 8：30～17：00
3. 機能訓練指導員	勤務時間 8：30～17：00

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

〈サービスの概要〉

- ①入浴…入浴又は清拭を行います。ご利用者の状況に応じ、特殊浴槽を使用して入浴することもできます。
- ②排泄…排せつ等の介助を行います。
- ③機能訓練…機能訓練指導員により、ご利用者の状況に応じ、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ④レクリエーション…レクリエーションに参加していただくことができます。
- ⑤送迎サービス…ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

＜サービス利用料金＞

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から総合事業費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。自己負担額は介護保険負担割証の負担の割合及び介護保険被保険者証の給付制限等に応じて異なります。下記は自己負担割合が１割の場合の利用料金です。

原則として月額料金のお支払いとなります

◎基本料金

	要支援度	サービス利用料①	介護保険給付額②	ご利用者負担額 ①－②
通所型サービスⅠ	事業対象者 要支援１	17,980	16,182	1,798
通所型サービスⅡ	事業対象者 要支援２	36,210	32,589	3,621

※以下①～③の場合は、上記利用料（日割）に開始日から当月末日まで、又は終了日までの日数を乗じた金額とします。④の場合は、上記利用料（日割）にショートステイの利用日数を減じた日数を乗じた金額とします。

①月途中での区分変更、契約開始及び契約解除を行った場合

②同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

③事業所指定効力停止の開始又は解除、事業所指定有効期間満了の場合

④ショートステイ（短期入所）を利用した月の場合

※月途中から入院が決まっている場合等、あらかじめサービスの利用回数が決まっている場合には、サービスの利用回数に応じた料金をお支払いいただきます。

◎加算・減算

加算名称	要支援度	サービス利用料①	介護保険給付額②	ご利用者負担額 ①－②
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	事業対象者 要支援１	880	792	88
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	事業対象者 要支援２	1,760	1,584	176
送迎減算		-470	-423	-47
介護職員等処遇改善加算		(利用料金＋加算・ 減算) × 8.0%	①で算定された金額 の 90%	①で算定された金 額の 10%

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超える通所介護相当サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

②食事等の提供（昼食・おやつ）

ご利用者に提供する食事等にかかる費用です。 料金：1回あたり 600円

③通常の事業実施地域外への送迎

通常の事業実施地域外にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、事業実施地域を超える分の送迎費用を別途いただきます。

④複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。

複写物を必要とする場合には原則として無料で提供します。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用を必要に応じてご負担いただくことがあります。

(3)利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み(翌月25日まで)

宮崎銀行 祇園町支店 普通預金 1796005

一般財団法人 延岡市高齢者福祉協会 代表理事 渡部 恭久

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし(翌々月2日)

利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護相当サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として当日利用料金の10%をお支払いいただく場合があります。但し正当な事由がある場合はこの限りではありません。利用料が月額の場合、キャンセル料は不要とします。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

6. サービス提供における事業所の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業所及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

7. サービスの利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意

- ①施設、設備、敷地はその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（2）喫煙

健康増進法第25条（受動喫煙防止）により事業所内での喫煙はできません。

8. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる時に限り、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

9. サービス利用を中止する場合（契約の終了について）

契約期間は、契約締結の日から1年間としますが、契約期間満了の7日前までに契約終了の申し出がない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮

にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要支援認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又は事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者へのサービス提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下のとおりです。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下のとおりです。）

（１）ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には契約終了を希望する日の７日前までに申し出て下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者のケアプランが変更された場合
- ④事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護相当サービスを実施しない場合
- ⑤事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

（２）事業所からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが２か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合、もしくは身体的暴力や精神的暴力、並びにセクシャルハラスメントなどの行為を行い、その状態が改善されない場合
- 例）ハラスメントにあたる行為（暴力をふるう・暴言を浴びせる・怒鳴りつける・物を投げる・物にあたる・身体にさわる・個人情報等を聞く等）

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業所はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

10. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

11. 身体的拘束等の適正化の推進について

当事業所は、身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等、又は身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないとし、身体拘束等を行う場合にはその態様及び、時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）橋本 真一 電話番号 0982-21-8570

受付時間 月曜日～土曜日 8:30～17:00（但し12月29日から1月3日は除く）

※玄関ホールに苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

延岡市役所 介護保険課	所在地 延岡市東本小路2番地1 電話番号 0982-22-7069 F A X 0982-26-8227
宮崎県国民健康保険団体連合会	所在地 宮崎市下原町231番地1 電話番号 0985-35-5301 F A X 0985-25-0268
宮崎県社会福祉協議会	所在地 宮崎市原町2丁目22番地 電話番号 0985-60-0822 F A X 0985-60-0823